

金沢大学大学院医薬保健学総合研究科  
創薬科学専攻（博士前期課程・博士後期課程）  
薬学専攻（博士課程）

## 研究生(国費外国人留学生を除く)出願手続きについて

### 1. 出願資格

博士前期課程の研究生として入学することのできる者は、金沢大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第9条第1項各号のいずれか又は第3項に該当する者とする。

博士後期課程の研究生として入学することのできる者は、大学院学則第11条各号のいずれかに該当する者とする。

博士課程の研究生として入学することのできる者は、大学院学則第10条各号のいずれか又は第2項に該当する者とする。

### 2. 出願期間

	4月入学		10月入学	
出願締切	国外在住の 外国人	その他	国外在住の 外国人	その他
	前年11月10日 ※締切日が土日 の場合は、直後の 平日まで。	2月10日 ※締切日が土日 の場合は、直後の 平日まで。	5月10日 ※締切日が土日 の場合は、直後の 平日まで。	8月10日 ※締切日が土日 の場合は、直後の 平日まで。
合格発表	前年12月中旬	3月中旬	6月中旬	9月中旬
入学日	4月1日		10月1日	

1. 出願資格において、博士前期課程は大学院学則第9条第1項9号、10号、11号又は第3項、博士課程は第10条第1項8号、9号、10号又は第2項、博士後期課程は第11条第1項6号、7号、8号により出願を希望する場合は、上記出願締切の1か月前までに薬学学務係まで申し出て必要書類を提出してください。

2. 研究科が特に認めた場合に限り、出願締切を延長することがありますので、薬学学務係に問い合わせてください。

### 3. 出願書類

No.	書類項目	外国人留学生	その他
1	研究生入学願書（別紙様式第1）	○	○
2	履歴書（別紙様式第2）	○	○
3	研究生受入承諾書（別紙様式第3）	○	○
4	最終学校等の卒業・修了証明書，または，その見込証明書（英語版または日本語版）	○	○
5	最終学校等の学業成績証明書（英語版または日本語版）	○	○
6	パスポートのコピー（姓名・生年月日・国籍記載箇所）	○	×
7	在留カード（表・裏）の写し又は外国人登録証明書（表・裏）の写し（国内在住者のみ）	▲	×
8	有職者の場合，職場所属長の承諾書（国内在住の社会人のみ）（別紙様式第4）	▲	▲
9	検定料振込金証明書または検定料振込領収書	○	○

[凡例：○印＝必須，×印＝不要，▲印＝該当者は提出要。]

※No. 3 は受入予定教員が作成して提出してください。

※出願資格の審査には，No. 1～No. 5 を出願締切1か月前までに，薬学学務係まで提出してください。

### 4. 出願方法

出願に先立って，指導を希望する教員と十分にコンタクトを取り，受入れについての内諾を得ることが必要です。

指導希望教員の内諾を得られたら，所定の出願期間内に，指導希望教員あてに出願書類一式を持参または郵送(必着)で提出してください。

### 5. 選考方法

書類審査により選考し，可否を決定します。合格者には文書で通知します。

### 6. 研究期間

研究生の研究期間は，原則として6か月又は1年とします。指導を希望する教員の指示に従ってください。

## 7. 研究生に必要な経費

- (1) 検定料 9,800 円
- (2) 入学料 84,600 円(予定)
- (3) 授業料 29,700 円(予定)×(研究期間(月数))

※授業料は、前期(4月～9月)及び後期(10月～3月)の2期に区分して徴収します。



(問合せ先)

金沢大学医薬保健系事務部薬学・がん研支援課薬学学務係  
〒920-1192 石川県金沢市角間町  
Phone: 076-234-6827, 6828 Fax: 076-234-6844  
E-mail: y-gakumu@adm.kanazawa-u.ac.jp

2. 出願期間に記載の1の出願資格については、下記をご参照ください。

○金沢大学大学院学則

平成16年4月1日

規則第3号

(入学資格)

第9条 修士課程、博士前期課程及び専門職学位課程(法科大学院)に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第83条に定める大学を卒業した者
- (2) 学校教育法第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者
- (3) 外国において学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 我が国において、外国の大学の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定する当該課程を修了した者
- (5) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
- (6) 外国の大学その他の外国の学校(その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。)において、修業年限が三年以上である課程を修了すること(当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって文部科学大臣の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。)により、学士の学位に相当する学位を授与された者
- (7) 文部科学大臣の指定した者
- (8) 専修学校の専門課程(修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以降に修了した者
- (9) 学校教育法第102条第2項の規定により他の大学の大学院に入学した者であって、当該者を金沢大学(以下「本学」という。)の研究科において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
- (10) 外国において学校教育における15年の課程を修了した者、我が国において、外国の大学における15年の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定する当該課程を修了した者、又は外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における15年の課程を修了した者であって、本学の研究科において、所定の単位を優れた成績をもって修得したと認められたもの
- (11) 本学の研究科において、個別の入学資格審査により、第1号に定める者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達したもの

- 2 専門職学位課程（教職大学院）に入学することができる者は、前項各号のいずれかに該当し、かつ、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）に定める一種免許状を有する者とする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、学校教育法第83条に定める大学に3年以上在学した者であって、本学の研究科が定める単位を優秀な成績で修得したと認めたものは、修士課程、博士前期課程又は専門職学位課程に入学することができる。

第10条 医学博士課程及び薬学博士課程に入学することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 学校教育法第83条に定める大学(医学、歯学、薬学(修業年限が6年である課程に限る。(以下「6年制」という。))又は獣医学の課程に限る。)を卒業した者
- (2) 学校教育法第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者(医学、歯学、薬学(6年制)又は獣医学を履修した者に限る。)
- (3) 外国において学校教育における18年の課程(最終の課程が医学、歯学、薬学(6年制)又は獣医学に限る。)を修了した者
- (4) 我が国において、外国の大学における18年の課程(最終の課程が医学、歯学、薬学(6年制)又は獣医学に限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定する当該課程を修了した者
- (5) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における18年の課程(最終の課程が医学、歯学、薬学(6年制)又は獣医学に限る。)を修了した者
- (6) 外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。）において、修業年限が五年以上である課程（最終の課程が医学、歯学、薬学又は獣医学に限る）を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって文部科学大臣の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。）により、学士の学位に相当する学位を授与された者
- (7) 文部科学大臣の指定した者
- (8) 学校教育法第102条第2項の規定により他の大学の大学院(医学、歯学、薬学(6年制)又は獣医学を履修する博士課程に限る。)に入学した者であって、当該者を本学の研究科において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
- (9) 外国において学校教育における16年の課程(最終の課程が医学、歯学、薬学(6年制)又は獣医学に限る。)を修了した者、我が国において、外国の大学における16年の課程(最終の課程が医学、歯学、薬学(6年制)又は獣医学に限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定する当該課程を修了した者、又は外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教

育における 16 年の課程(最終の課程が医学, 歯学, 薬学(6 年制)又は獣医学に限る。)を修了した者であって, 本学の研究科において, 所定の単位を優れた成績をもって修得したと認めたもの

(10) 本学の研究科において, 個別の入学資格審査により, 第 1 号に定める者と同等以上の学力があると認めた者で, 24 歳に達したもの

2 前項の規定にかかわらず, 学校教育法第 83 条に定める大学の医学, 歯学, 薬学(6 年制)又は獣医学を履修する課程に 4 年以上在学した者であって, 本学の研究科が定める単位を優秀な成績で修得したと認めたものは, 医学博士課程又は薬学博士課程に入学することができる。

第 11 条 博士後期課程に入学することのできる者は, 次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 修士の学位又は専門職学位を有する者

(2) 外国において修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

(3) 我が国において, 外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって, 文部科学大臣が別に指定する当該課程を修了し, 修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

(4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し, 修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

(5) 国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法(昭和 51 年法律第 72 号)第 1 条第 2 項に規定する 1972 年 12 月 11 日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学(以下「国際連合大学」という。)の課程を修了し, 修士の学位に相当する学位を授与された者

(6) 文部科学大臣の指定した者

(7) 本学の研究科において, 個別の入学資格審査により, 修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で, 24 歳に達したもの

(8) 外国の学校, 第 3 号の指定を受けた教育施設又は国際連合大学の教育課程を履修し, 大学院設置基準第 16 条の 2 に規定する試験及び審査に相当するものに合格し, 修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者